

議案第134号

大津市土砂等による土地の埋立て等の 規制に関する条例の一部を改正する条例 の制定について

令和6年12月12日
環境部 産業廃棄物対策課

1. 条例の概要

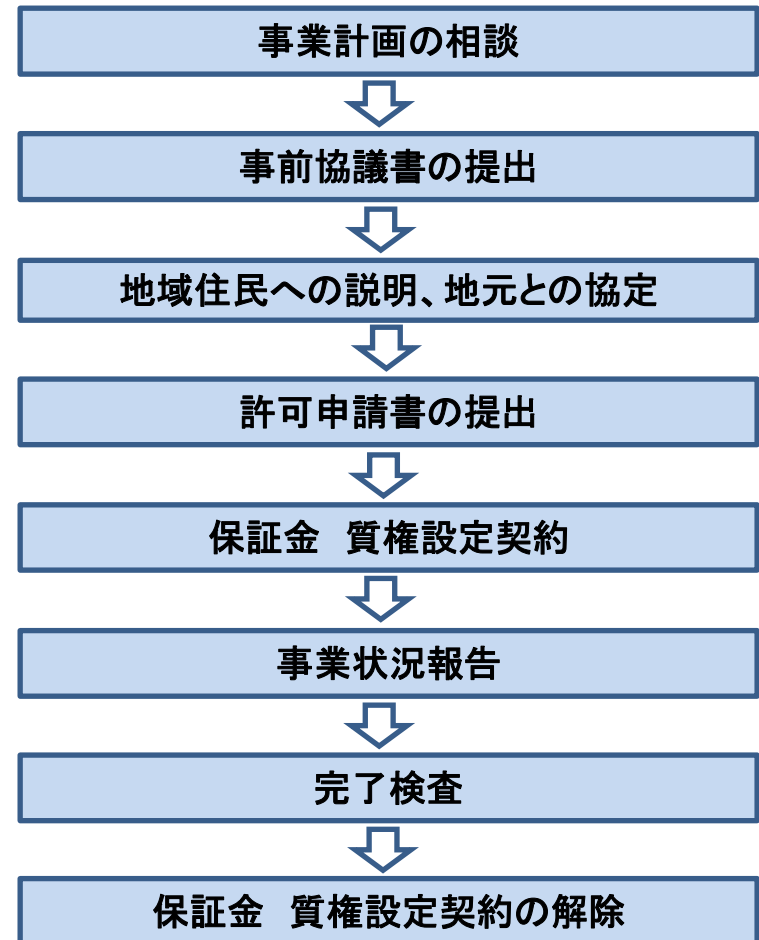
法令の許可申請の対象とならない土砂等の埋立行為によって、無秩序に土砂等の埋立てが行われることで**土壌汚染**、**災害発生**や**自然環境(景観)の損失**につながる懸念された。

そのため、本市では独自に条例を制定し、そういった土砂等の埋立て行為を規制している。

<条例の特徴>

- 旧志賀町との合併に伴い、条例を引き継ぎ大津市条例として制定(平成18年3月20日施行)
- 適用範囲は大津市全域。
- 一定規模以上の事業は許可申請手続が必要。
- 他法令の規定による許可を受けて行う埋立て等事業の一部適用除外。
- 保証金の預託制度の導入。
- 景観配慮措置を講じることを義務化(罰則あり)。

許可申請手続の主な流れ



2. 法改正の概要

令和3年7月、静岡県熱海市で発生した土石流災害を受け、危険な盛土等を規制し、盛土等に伴う災害から人命を守ることを主たる目的として、令和5年5月26日に「宅地造成等規制法」が『宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)』に改正、施行された。



R 3.7 静岡県熱海市

新たな法律の概要

① スキマのない規制(規制区域の指定)

- ・土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を**全国一律の基準で包括的に規制**
- ・盛土・切土だけでなく、単なる土捨て行為や土石の一時的な堆積も規制

② 実効性のある罰則の措置

- ・無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、条例による罰則の上限より高い水準に強化(最大で懲役3年以下、罰金1000万円以下、法人重科**3億円**以下)
- ※大津市土砂条例(最大で懲役1年以下、罰金100万円以下、法人重科なし)

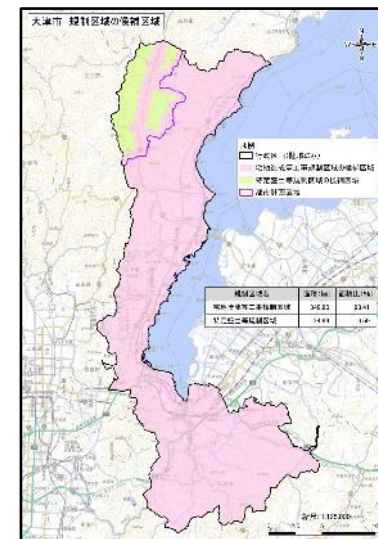
3. 条例改正の概要

盛土規制法が全国一律の基準でスキマのない規制を目的とした趣旨の法令であり、災害発生防止については当該法令で必要十分な規制ができるものであることから、従来条例で規制していた災害発生防止に係る条項が不要となった。



<土砂条例改正の主な内容>

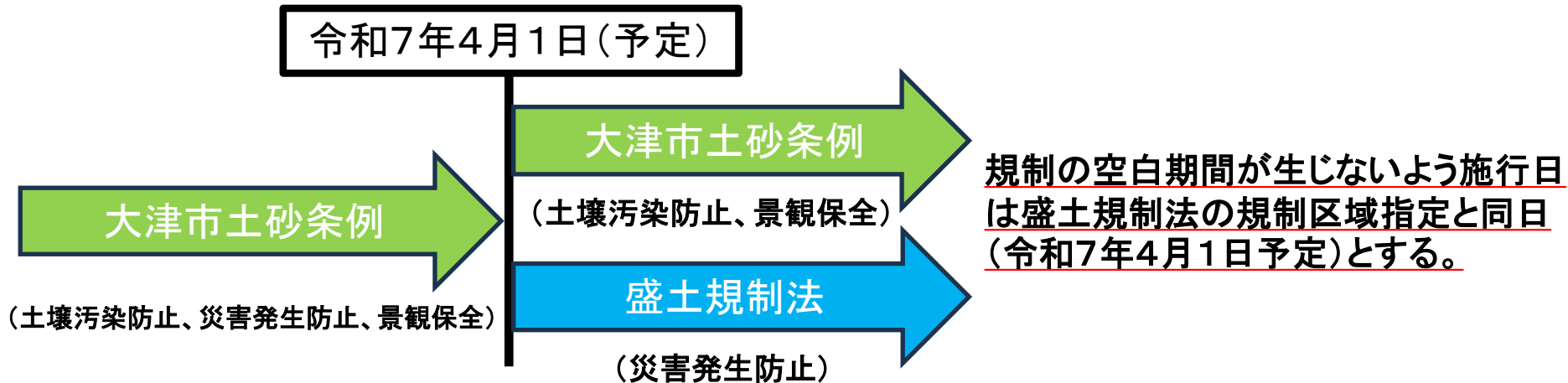
- ・「災害の発生の防止」に係る字句の削除
- ・「事業者又は土地所有者に崩落等の防止措置を求める規定」の削除
- ・「申請書類及び許可基準のうち、災害発生防止に係る措置の規定」の削除
- ・「付随する罰則規定の一部」の削除



<改正後の土砂条例の役割>

- ・盛土規制法の許可を受けた事業であっても、以下の「土壌汚染防止」に関する届出が必要。
 - ①土砂等を搬入する前に、採取場所、土壌汚染に関する検査結果等の報告
 - ②定期的に、事業区域の土壌検査、水質検査の実施及びその結果の報告
- ・これまで土砂条例で許可申請の対象としていた規模の埋立て等で、盛土規制法の許可申請対象とならない事業は、引き続き、土壌汚染防止、景観保全の観点から、許可申請対象とし規制する。

4. 施行期日及び周辺自治体の改正状況



	改正等施行日	規制目的	手続の種類
神戸市	令和6年4月1日	土壌汚染防止、景観保全	申請(許可)
京都市	令和6年6月6日	土壌汚染防止	申請(許可)
大阪府	令和6年4月1日	廃止	廃止
京都府	未定	—	—
奈良市	未定	—	—